

2016年1月7日

小平市長 小林 正則 様

国民健康保険税を引き上げないことに関する要望書

日本共産党小平市議団

日頃より、国民健康保険事業の推進にたいするご尽力に敬意を表します。

さて、日本共産党小平市議団は、本年4月から国民健康保険税の大幅引き上げはしないよう、以下の通り要望いたします。

2015年12月24日、小平市国民健康保険運営協議会（以下、国保運協と略す）からの答申書において、税率改定をB案（改定率7.2%（一人当たり年額平均5,450円の増額））としています。

第1に、市では二方式化に伴い平成26年度から平成28年度までの3年間に税率を順次変更しています。その3年目に当たる来年度は、すでに引き上げが決定されているものです。わが党議員の一般質問に対する答弁としても、「多人数世帯の国民健康保険税の変化について、モデル世帯別で試算した結果3年間の合計でいずれも増額となります。」と答えています。

私どもは、3年前の税率改定の際にも、経済状況と低所得者層の暮らしの実態から、税率の引き上げには耐えられるものではないことを指摘しましたが、今日は益々悪化しており、3年目に当たる平成28年度の税率をさらに引き上げることに市民は納得し得ないものと考えます。

従って、少なくとも当初の通りの執行をし、現状の引き上げに抑えることを求めます。

第2に、国の公費負担拡充と一人当たりの法定外の繰入の減額または現状より増やさない対応とすることには相反するということです。

国保運協の答申では、国保税改定の考え方として、一人当たりの法定外の繰入を減額、あるいは現状より増やさない措置が必要であるとしています。しかし、国の医療制度改革の動向をみれば、平成27年度から保険者支援制度の拡充（約1,700億円）を実施し、さらに平成30年度から毎年約1,700億円を実施し、公費負担の拡充を図るとしています。

平成27年度の一般会計繰入金は27億円です。憲法第25条の生存権の保障と国保制度への国と地方自治体の責任からみれば、一般会計繰入金は、現状より減らすのではなく現状維持あるいは拡充こそ図るべきです。

よって、今般の国民健康保険税の税率改定案にたいし、以下の事を要望します。

- 1、二方式化に伴う税率等の改定の最終年度となる2016年（平成28年）度は、当初の税率に抑えること。
- 2、一般会計繰入金は、現状より減らさないこと。

以上